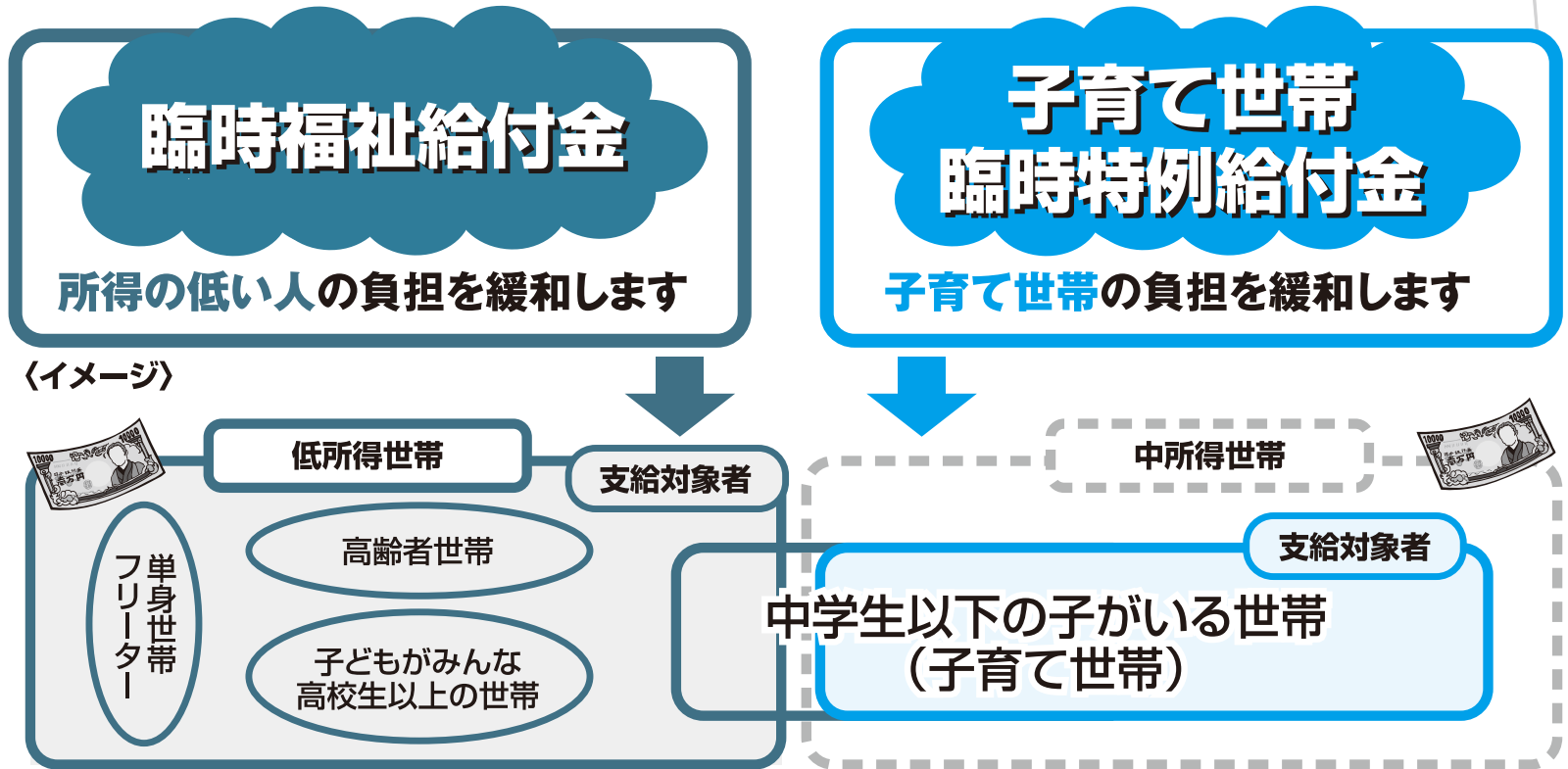


2つの給付金のお知らせ

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。また、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している人に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。



※支給対象に該当するか確認したい人は、2ページをご覧ください。

注) 受け取ることができる給付金はどちらか1つです。

両給付金について

7月中旬から申請書を
支給対象者に順次郵送し、受け付けを開始する予定です

重要! 平成26年度分の住民税により支給対象者を判定します

平成25年の所得と扶養関係によって支給対象者かどうかを判定します。

支給対象者の判定には、市民税・県民税の申告が必要ですので、まだお済みでない人は早めに申告をしましょう。

【所得のなかった人で申告が必要な人】※同一世帯内で税法上の扶養親族等になっている人を除く。

- ① 単身赴任中の配偶者の仕送りで生活していた
- ② 他市または別世帯の親族の扶養になっていた
- ③ 知人の援助で生活していた
- ④ 病気療養中であった
- ⑤ 海外出国中であった
- ⑥ 借入にて生活していた
- ⑦ 学生であった
- ⑧ 預貯金などにより生活していた
- ⑨ 雇用保険(失業保険)・労災保険などの給付などで生活していた
- ⑩ 遺族年金・障害年金のみで生活していた

【申告をしなくてもよい人】

- ① 給与所得のみの人
 - ② 公的年金のみの人(遺族年金・障害年金などを除く)
 - ③ 確定申告書を税務署に提出した人
 - ④ 市民税・県民税申告書を松戸市に提出した人
- ※①及び②については、各支払者から支払報告書が市に提出されていますので、通常申告する必要はありません。

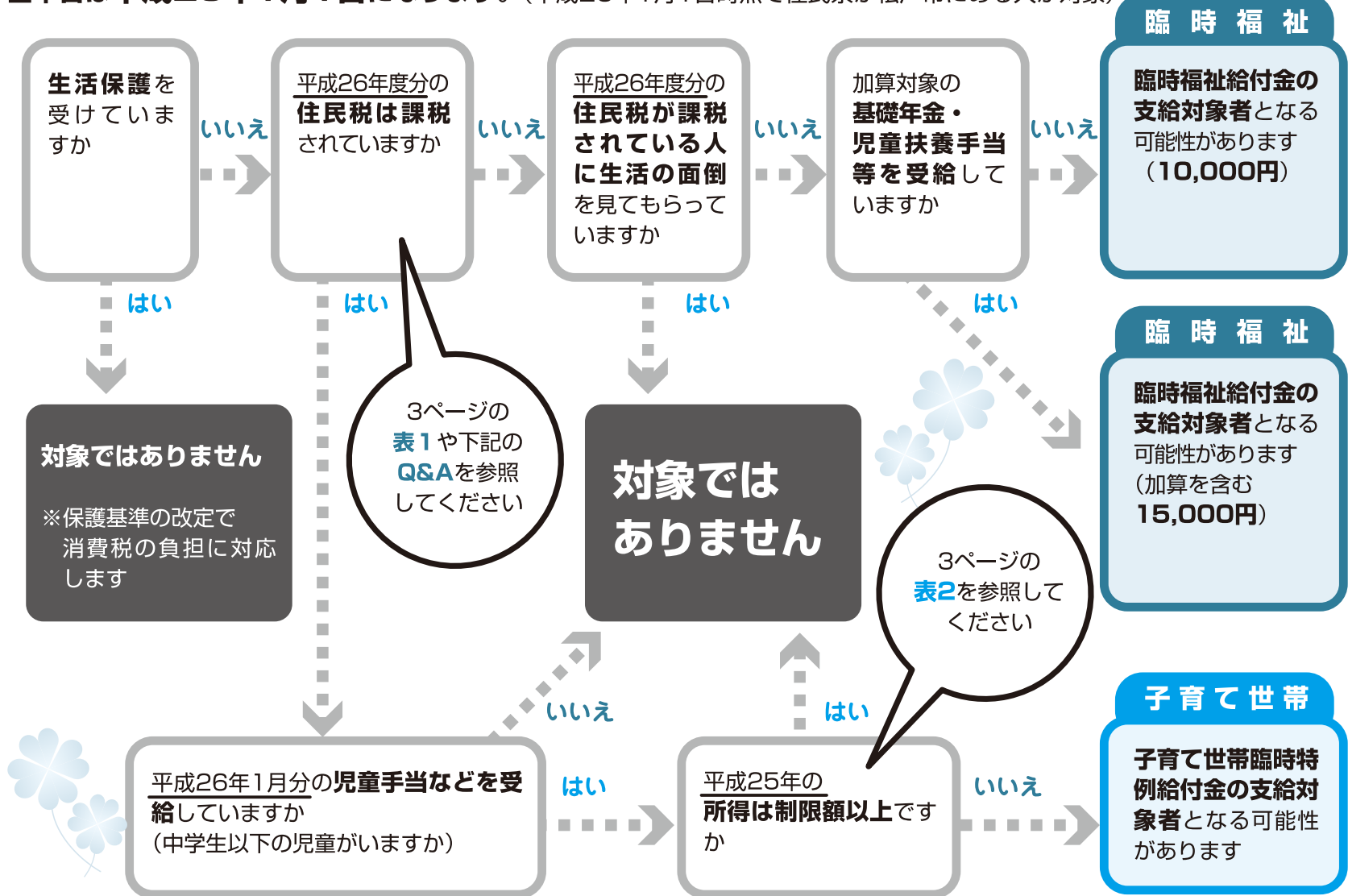


未申告の人は「市民税・県民税の申告」を行ってください!

申告の結果、「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」の支給対象になることが判明した人には、順次申請書を郵送します。

支給対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。(平成26年1月1日時点で住民票が松戸市にある人が対象)



※このチャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

Q

自分に住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A

例えば、以下の場合には、基本的に住民税が課税されています。

- ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
- 6月以降に「市民税・県民税納税通知書」が送られてきた場合
- 介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で第5段階以上となっている場合
- ご自身の給与や年金の収入が3ページの表1の非課税限度額以上の場合



Q

基準日(平成26年1月1日)の翌日以降に引っ越した場合、給付金の受け取りはどうなりますか？

A

今回の2つの給付金は、基準日(平成26年1月1日)時点で住民票のある市区町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、基準日時点で住んでいた市区町村にお問い合わせください。

Q

基準日(平成26年1月1日)以降に生まれた人や亡くなった人は給付金の対象になりますか？

A

【臨時福祉給付金】

基準日(平成26年1月1日)に生まれた人は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた人は対象にはなりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなった人も対象にはなりません。

【子育て世帯臨時特例給付金】

基準日に生まれた児童は対象児童になりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童にはなりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなった児童も対象児童にはなりません。

臨時福祉給付金

支給要件

● 支給対象者

- 平成26年度分の住民税が課税されていない人が対象です。

ただし、（● 課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合）
 ● 生活保護の受給者である場合 など）は除きます

● 支給額

- 1人につき **10,000円**
- 下記の《加算対象者》には1人につき **5,000円** を加算

《加算対象者》

- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者※¹
- 児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者※²

※¹ 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある人が対象です。
 ※² 平成26年1月分の手当などを受給している人が対象です。

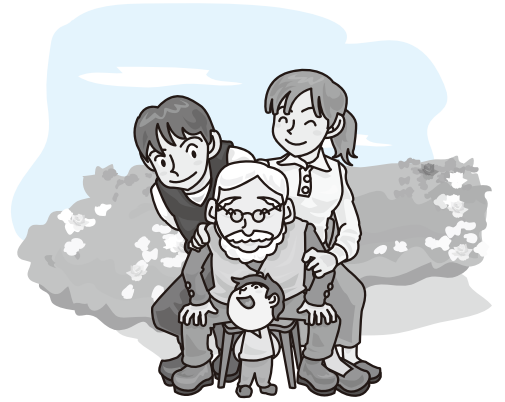


表1 住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）

（給与所得者）

区分 （扶養親族等の数）	非課税限度額※ （給与収入ベース）
単身（0人）	100万円
夫婦（1人）	156万円
夫婦子1人（2人）	205万7千円
夫婦子2人（3人）	255万7千円

（公的年金等受給者）

区分		非課税限度額※ （年金収入ベース）
単身	65歳以上	155万円
	65歳未満	105万円
夫婦	65歳以上	211万円
	65歳未満	171万3千円

※生活保護基準の1級地における非課税限度額。

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

● 支給対象者

次のどちらの要件も満たす人が対象です。

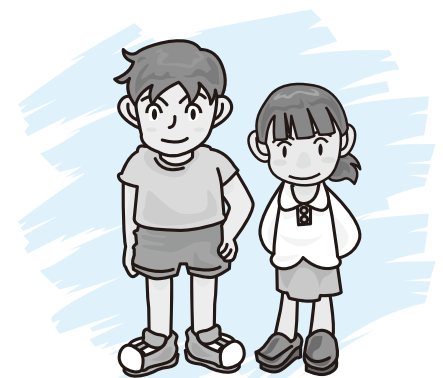
- ① 平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ② 平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、所得が高額な人について、児童1人当たり月額5,000円を支給する制度です。

● 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、（● 「臨時福祉給付金」の対象となる児童
 ● 生活保護の受給者となっている児童 など）は除きます



● 支給額

対象児童1人につき **10,000円**

～公務員児童手当受給者の手続きについて～

公務員児童手当受給者には、所属（職場）から子育て世帯臨時特例給付金の申請に使用する「申請書」および「証明書」が配付されます。受け付けが開始されるまで保管してください。
松戸市から申請書は送られませんのでご注意ください。

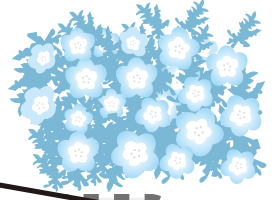
表2

児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）

区分 （扶養親族等の数）	限度額目安 （給与収入ベース）
子1人（1人）	875万6千円
夫婦子1人（2人）	917万8千円
夫婦子2人（3人）	960万円

申請方法(予定)

- 申請先 松戸市役所 「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」担当
まで返信用封筒で郵送していただきます。
平成26年1月1日時点で住民票が松戸市にある人が対象です。
- 申請期間 平成26年7月中旬～27年1月上旬 ※決定次第、広報まつど7月特集号やホームページなどでお知らせします。
- 提出書類 **申請書と必要添付書類**



必要添付書類

本人確認書類

住民基本台帳カード・運転免許証・旅券・在留カード・健康保険証の写しなど

指定した口座が確認できる書類

金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる通帳の写しやキャッシュカードの写し

「子育て世帯臨時特例給付金」：児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

給付金の受取方法

- 申請書に記載した**指定口座に振り込まれます。**

ご注意

- 受け取ることができる給付金は**どちらか1つ**です。
- 原則として、**申請期間外の申請**や平成26年1月1日時点で松戸市に**住民票がない人の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。
※一定の住居を持たない人でいずれの市区町村にも住民票がない人については、平成26年1月2日以降であっても松戸市で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。
※DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童などで、他の市区町村から住民票を移さずに松戸市にお住まいの人については、松戸市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。
- 申請期間などは、**各市区町村により異なります**。松戸市以外が申請先となる人は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当などの請求**が可能で、まだ行っていない人は、**平成26年9月30日までに請求を行っていただく必要があります**。
※3ページの加算対象者の要件に関する説明部分もご覧ください。

問い合わせ先

◆申請方法に関するお問い合わせ

松戸市 「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」担当

受付時間 平日9時～17時

☎ **047(366)8192** は い きゅう ふ

✉ mccallcenter@city.matsudo.chiba.jp

◆制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ナビダイヤル

0570(037)192 み な い い きゅう ふ



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

申請前にご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などがかたった電話がかかってきたり、あやしい郵便が届いたら、迷わずお住まいの市区町村や最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。